

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月8日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第60号

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（令和2年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「健康診断が行われた」を「健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に，「当該健康診断」を「当該健康診断等」に，「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め，同項の表中

障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断	を
--------------------	-------------------	---

障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断	に
乳児または幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断，定期の健康診断または臨時の健康診断	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。